

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令案

平成15年11月

海技資格課

締約国の資格証明書を受有する者の特例の一部改正

**1. 背景**

近年、日本籍船の海外への移籍等が進行しており、その確保を図るため国際船舶制度が導入されました。そして平成9年に海運造船合理化審議会海運対策部会による提言を受け、外国人船員の日本船舶への乗組みについて必要な制度について検討を行った結果、平成10年に船舶職員法（昭和26年法律第149号）を改正し、船員の資格証明等に関する条約（STCW条約）締約国が発給した資格証明書を受有する者が、国土交通大臣の承認を受けたときには、海技士の免許を受けなくても船舶職員となることができることとした「承認船員制度」を創設し、平成12年1月より承認にあたり必要な能力があることを確認するために承認試験が行われています。

今後も、承認を受けた外国人船員を配乗する国際船舶の増加及びこの結果としての船員確保の必要性の高まりが見込まれていることから、日本船舶の航行の安全確保に留意しつつ、承認を受けた外国人船員の国際船舶への円滑な配乗を可能とするシステムを速やかに導入することが必要となっています。

**2. 改正の概要**

締約国資格証明書を受有する者が船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受ける場合には、現行は承認試験に合格することが必要ですが、STCW条約の締約国であって、船員教育機関における教育制度等が適切に運用されていると国土交通大臣が認める国が発給する資格証明書を受有する申請者にあつては、国土交通大臣が定めるところにより、船舶職員としての実務を行う能力を有することについて判断できる書類が提出された場合、その書類等から必要な知識及び能力を有すると国土交通大臣が認めたときは、その者に対し、承認をすることができることとします。

また、現に承認を受けている者が、同一の就業範囲について再度承認申請を行う場合にあつては、乗船履歴等一定の要件を満たすことにより承認試験等を省略することができることとします。

手続の簡略化等

本年6月1日より施行された新たな小型船舶操縦士制度等について、申請者の利便を図る観点から、以下の所要の措置を講じます。

海技免状又は操縦免許証を有している者については、海技試験申請時に戸籍抄本等の提出を省略することができることとします。

本年6月1日以降に交付された操縦免許証を有する者については、操縦免許申請時に住民票の写しの提出を省略できることとします。

操縦免許証の更新又は失効再交付申請時に必要となる身体検査証明書として、海技士身体検査証明書を提出することができることとします。

身体障害者等が操縦試験を受験するときには、受験者自らが持ち込んだ船で受験することも可能とします。

海技士（航海）以外の海技士身体検査証明書を提出することで操縦試験の身体検査が省略できる場合を限定することとします。

特殊小型船舶操縦士試験と1級又は2級小型船舶操縦士試験を同時に申請した場合には、一方の身体検査を省略できることとします。